

令和3年9月3日 開 会
令和3年9月17日 閉 会
令和3年9月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和3年第7回(9月)川南町議会定例会会期表〔15日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	9月3日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	9月4日	土	休会
第3日	9月5日	日	休会
第4日	9月6日	月	議案熟読
第5日	9月7日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	9月8日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 文教産業常任委員会
第7日	9月9日	木	本会議(議案第61号委員長報告・討論・採決) 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第8日	9月10日	金	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道会計)
第9日	9月11日	土	休会
第10日	9月12日	日	休会
第11日	9月13日	月	本会議(議案第62号上程・提案理由説明・委員会付託) 常任委員会
第12日	9月14日	火	常任委員会
第13日	9月15日	水	常任委員会
第14日	9月16日	木	常任委員会
第15日	9月17日	金	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号（ 9月3日 ）

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第10号）	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決（報告第11号）	9
議案上程・提案理由説明（議案第46号～第53号）	11
議案上程・提案理由説明（議案第54号～第60号）	13
議案上程・提案理由説明（議案第61号）	17
議案上程・提案理由説明（認定第1号～第3号）	18
報告第12号 令和2年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について	25
議案上程・提案理由説明（同意第2号）	26
議案上程・提案理由説明（要望第1号）	27
散 会	29

第2号（ 9月7日 ）

本日の会議に付した事件	30
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	31
開 議	32
一般質問	32
1 蓑原 敏朗	32
2 中津 克司	44
3 内藤 逸子	59
4 児玉 助壽	69
5 川上 昇	76
6 河野 禎明	92
散 会	98

第3号 (9月8日)

本日の会議に付した事件	99
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	100
開 議	101
議案質疑・委員会付託(議案第46号)	101
議案質疑・委員会付託(議案第47号)	102
議案質疑・委員会付託(議案第48号)	105
議案質疑・委員会付託(議案第49号)	105
議案質疑・委員会付託(議案第50号～第51号)	109
議案質疑・委員会付託(議案第52号)	109
議案質疑・委員会付託(議案第53号)	110
議案質疑・委員会付託(議案第54号)	111
議案質疑・委員会付託(議案第55号～第57号)	119
議案質疑・委員会付託(議案第58号)	120
議案質疑・委員会付託(議案第59号)	121
議案質疑・委員会付託(議案第60号)	122
議案質疑・委員会付託(議案第61号)	122
議案質疑・委員会付託(認定第1号)	125
議案質疑・委員会付託(認定第2号)	130
議案質疑・委員会付託(認定第3号)	131
散 会	132

第4号 (9月9日)

本日の会議に付した事件	133
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	134
開 議	135
委員長報告・討論・採決(議案第61号)	135
趣旨説明・質疑・討論・採決(発委第1号 川南町議会会議規則の一部改正について)	136
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書)	138
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書)	140
散 会	141

第5号（9月13日）

本日の会議に付した事件	142
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	143
開 議	144
議案上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託（議案第62号）	144
散 会	148

第6号（9月17日）

本日の会議に付した事件	149
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	151
開 議	152
委員長報告・討論・採決（議案第46号～第53号）	152
委員長報告・討論・採決（議案第54号～第62号）	160
委員長報告・討論・採決（認定第1号～第3号）	169
投票・採決（同意第2号）	177
委員長報告・討論・採決（要望第1号）	178
議員派遣の件について	181
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	181
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	181
閉 会	181

川南町告示第134号

令和3年第7回(9月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月31日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和3年9月3日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和3年第7回(9月)川南町議会定例会会議録

令和3年9月3日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年9月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(河野 禎明・谷村 裕二)
- 日程第4 報告第10号 専決処分の承認を求めるについて
- 日程第5 報告第11号 専決処分の承認を求めるについて
- 日程第6 議案第46号 川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるに
- 日程第7 議案第47号 川南町地域活性化基金条例を定めるについて
- 日程第8 議案第48号 川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて
- 日程第9 議案第49号 川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて
- 日程第10 議案第50号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第51号 川南町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第52号 工事請負契約締結について
- 日程第13 議案第53号 工事請負契約締結について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第55号 令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第56号 令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第57号 令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第58号 令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第59号 令和3年度川南町電子地域通貨特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第60号 令和3年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第61号 令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について

- 日程第22 認定第1号 令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 令和2年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第25 報告第12号 令和2年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第27 要望第1号 障がい者自立支援協議会及び、障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただ今から令和3年第7回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査、例月出納検査の結果についてはお手元にお配りしてあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの15日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から17日までの15日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。

日程第4、報告第10号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

報告第10号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第4号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算は、新型コロナウイルスによる県独自の緊急事態宣言発令に伴い、県の支援事業である飲食店等時短営業協力金と町独自の支援金を実施するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,254,818千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。県支出金12,214千円は、新型コロナウイルス飲食店等時短営業支援金であります。繰入金11,351千円は、財政調整基金繰入金であります。

次に歳出につきまして、御説明いたします。商工費は、23,565千円の増額で、飲食店等時短営業協力金及び町の支援事業であります経済影響事業者支援金であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） これあの県の緊急事態宣言発令に伴う支援事業であります。この飲食店やいろいろのなんは、6月議会でも町単でやっとするわけですが、この新型コロナウイルスでいろいろ経営が苦しいとは、ここにある人たちばかりやねえわけですが、このこういうのが発令されるたんびにですね、便乗値下げすかいでその我々生産者はですよ、農業も水産業も生産物が便乗値下げ的に値下げされて苦しい状況にあつとですが、特に町の6月にしたばかりであります。不十分なところも不足があつたとも事実であります。これと別に2つ補正予算が出しちやるわけじゃが、これ財政調整繰入金の運用しよるわけですけど、町の財源を使う必要があつとやろかいと思ち、ま、国、県が出したこのコロナ対策の予算の範囲に留めるべきじゃないですか。あのこの前6月の支援したわけですが、それで十分じゃない分を県や国の法律に基づくこの支援金で賄えばえち思うわけですけど、町独自の支援をした上にまた次かい次かい言いよつとはそもそも県の緊急事態宣言は外れんで高鍋町がそうでしたがコロナ禍で飲食業はですね、開店休業状態じゃつたわけですが、緊急事態宣言発令前は。その事業に市があ町の緊急事態宣言を発令しちやれちいうような要望で、その流れになつたと思ちけんどん、県も。この開店休業状態の事業者がその要望が改めて発令をしちやれちこつはもう、補助金のおねだりみたいな流れになつてきとるわけですが、この前6月の議会の関係、町の事業は不足部分があつたと思ちます。まあその不足分はこの県や国の予算処置の範囲内に留めとかなですね、財政調整基金繰入金を運用しよつとまだまだ道のりはなげえわけですが、医療逼迫ちゆう問題もあります。まあそういうことの対応のためにまあ残しとくべきやないかなあち思うわけですが、こういう財政運営しよつて医療逼迫の医療体制の対応に対応できると思ちりますか。

○財政課長（谷 講平君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。整理いたしますとですね、緊急事態宣言が8月の10日に県の独自のですね、発令されまして、それから8月の13日に時短の飲食店時短営業のですね協力金支援ということですね、県の方が発表になりました。それに伴いですね、今回8月16日から24日までの補正予算、専決の補正予算を計上したわけであります。それともう1つはですね、町の支援金といたしまして、町単独の支援ということで、飲食店の時短要請で支援を受けるとこ以外のですね、例えば運転代行サービス業とか、タクシー業、娯楽業、フィットネスとか理容業、美容業に対しましての補助をですね、財政調整基金を用いまして、支援するということですね、受け皿的な支援と

いうことですね、今回計上させていただいているわけでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） まあ分かるわけですけどそのなんは、この10号11号、11号と10号もおんなじような県の支援金が出とるわけですが、それだけで間に合って町の財源かい持ち出す必要はあるかなち思うわけですよ。こんげてまあ町の財政調整基金繰入金はまあいろいろこれから使い道があつとん、あるかいって使いよつたらですね、今、医療逼迫は報道されとるわけですが、それなりに対応できるかなと思うときがあつとですが、やっぱ限りがあるわけですけどこのその財政調整基金繰入金はですね、やっぱ必要なとき必要に応じて使ってもいいっちゃねえかなと思うわけですが、まあなんぼでんあるかい、使えばいいとかもしれんけんどん、まあ今後そういう医療体制関係に困らないような財政調整基金繰入金の運用をしてもらいたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） あの、この対象店は何店ありますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。今回のですね、時短営業に対する協力金に関してはですね、45店舗を想定しております。その他ですね、経済影響事業者の支援金に関してはですね、66店舗を計算しております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） あの、これは全ての商店ではないと思うんですよね。どのような方法で周知されたのか、お尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） どのように周知をされたかということなんですが、あの時短要請の協力金については、直接、これまでも何度か例がありますので、直接事業者の方にお送りしてます。あと、経済影響事業支援金につきましては、ホームページ等でお知らせしておりますが、商工会を通じて、通知等は出すようにしています。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） あの不公平とかその知らなかったとかいうことのないようにやっぱりしてもらいたいと思います。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） あのただいまの件ですが、実は商工会からですね、町の方にも要望書が届いているんじゃないかと思います。この予算に関連して。議会の方も来ているんですが、実は議会の方では、8月16日に受付けしているわけですね、で、この第4号、補正予算の第4号ですが、先月が8月16日ということで日にちがおんなじなんですね、まあこれ関連性があるか分かりません。実は後ほど出てくるでしょうが、もう1回同じような金額で同じような町長の専決があるわけですけども、あの、同じ日ていうのが、見てて気になりますけども、まさかとは思いますが、こういう予算を出すから、商工会にそれなりの要望書を提出したらいかがかというようなことはなかったんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 川上議員の御質疑にお答えします。商工会の方に要望書を出してくれというようなことは、こちらからは言ったことはございません。以上ござい

ます。

○議員（川上 昇君） はい、承知しました。まさかとは思いうことで前置きさせていただきましたけども、世の中何が起きるか分かりません。帳尻合わせというか、辻褃合わせに仮にそういうことがあったとしても、そういうことがありましたということはないでしょうけども、そういう事がなければ、それはそれで流れとしては、納得いくところなんですけど、金額が似たような感じで、10日後くらいで、後ほど予算が上がっているものですからその辺の経緯を確認したところでした。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 専決6号についてお尋ねいたします。申請受付業務委託料というのが、25万計上されております。続きます専決第7号にも上がってるわけですけども、この申請受付業務というのは、どこがどのようなことをするんでしょうか。町が直接受け付けることはできなかったものなのかなということをお尋ねいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。今回あの、計上されております委託料に関してはですね、事業費の2%という上限がまずございます。それをですね今回の商工会の方をお願いをしようと考えております。町の方でできなかったのかということなんですけど、商工会の方もですね、要望書を提出した関係もあろうかと思いますが、是非協力したいということでございましたので、今回も商工会の方をお願いしたところでございます。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） あの私の質問とちょっと趣旨が若干違うような気がするんですけど、てことは、受付内容については、そう、こう単純なことなんじゃないかな。それと、町では、商工会から依頼があったから、商工会にしましたよということですけど、どちらが迅速にできるのか、国なんかの動きを見ているとまだ出てないよという話も聞くわけですけども、なるだけ迅速に支給するのが肝要だと思うんですけど、商工会に行って、またフィードバックしてということになるとちょっと時間をロスもあるかなと。町が直接やった方が一番早かったんじゃないんだろうかという気がするものですから、どんなんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 再度、蓑原議員の御質疑にお答えしたいと思います。迅速にできないかということなんですけど、受付業務をですね、今回商工会の方に委託をする予定にしております。受付したものをですね、決定はどうしても川南町で行わなければいけないので、決定、振込みに関してはですね。産業推進課もですね、迅速に対応したいということでこういう委託をお願いしておりますので、事業者にとって遅れのないようにやりたいと思っております。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほど言いましたように迅速な対応が肝要でしょうから、その辺の趣旨を外れないようによろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第10号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第10号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第10号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、報告第11号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第11号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第5号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。補正予算第5号は、補正予算第4号で予算計上いたしました県の支援事業飲食店等時短営業協力が、9月12日まで期間を延長し実施されることに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、23,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10,278,160千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。県支出金21,047千円は、新型コロナウイルス飲食店等時短営業支援金であります。繰入金2,295千円は、財政調整基金繰入金であります。

次に歳出について、御説明いたします。商工費は23,342千円の増額で、要請期間の延長に伴う飲食店等時短営業協力が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） すいません、さっきとおんなじなんですけど、これはあの前の分

のをした人はできないんじゃないかと、期限が違って、申請できるということですか。それで、何軒でしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質疑にお答えします。先ほど報告第10号のときの時短営業の期間延長に伴うものなので、期間追加という形になるかと思えます。今回は飲食店のみが対象となっております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 期間が延長されたからその方たちがそのまま対象者になるという理解でいいんですかね。

○産業推進課長（河野 賢二君） その通りでございます。

○議員（徳弘 美津子君） 議案先ほどの飲食店の時短営業の協力金なんですが、内容とこれも委託料がありますけど、これも先ほどとおんなじ商工会で良かったんでしょうか。その確認をいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。委託料はですね、商工会に対する委託料と考えております。どうしてもですね、期間が延びたんですけど、8月の収入というのがですね、まず1つの基準になってきますので、8月終了時点で1度申請を行っていただいて、9月の12日の期間が終了したのちにもう一度申請という形を考えております。以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） わかりました。商工会が申請を受け付けたりするというところで、商工会に入っていない飲食店全て網羅されてやっているのかと。先ほどの専決の方でもそうですけども、専決の場合は、委員会付託がありませんので、できましたら全議員にですね、先ほどの例えば経済的支援の業種どのような業種が何社あるのかとか、そういう資料を是非提出していただいて、議員がやっぱり同じ感覚の中で支援をしてるという認識がないと、傍でなかなか大変なんですよと言われても、答えようがない部分があるので、ちゃんとそこらへんの資料の提出を求めたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 資料の提出についてはですね、後ほど提出させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他にございませんか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 徳弘議員のですね、先ほどの御質疑の中で商工会に入っていない事業者にもていう話があったかと思うんですけど、商工会に加入してないところでもですね、対象にしております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

報告第11号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第11号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第11号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについて、日程第7、議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについて、日程第8、議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて、日程第9、議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて、日程第10、議案第50号川南町税条例の一部改正について、日程第11、議案第51号川南町下水道条例の一部改正について、日程第12、議案第52号工事請負契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋上部工工事）について、日程第13、議案第53号工事請負契約締結（サンA川南文化ホール舞台照明設備保全整備調光盤設備等更新工事）について、以上、8議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本8議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第46号から議案第53号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第46号は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長、副町長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員及び職員が住民訴訟等により損害賠償責任を負う場合に、職責に応じて一定額を超える部分を免除するよう条例で定めるものです。

次に議案第47号は、川南町地域活性化拠点施設の指定管理者が協定に基づき納付する納付金を積み立て、施設の整備や維持管理及び地域活性化に資する事業に要する経費の財源とするための基金を設置するものです。

次に議案第48号は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に関し、有識者等による調査及び審議を行うため策定委員会を設置するものでございます。

次に議案第49号は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、毎事業年度水道事業において生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分の方法について条例を定めるもの

です。

次に議案第50号は、令和3年度地方税制改正に伴い、川南町税条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の延長などです。個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しについては、30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち、留学生、障害者及び送金を確認できた者を除き、住民税の非課税限度額等の算定における扶養親族の対象外とします。セルフメディケーション税制については、一般用薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例を5年延長します。

次に議案第51号は、上水道の使用休止月の使用日数が15日以内かつ使用量が3立方メートル以下の場合の水道料金の算定方法と下水道使用料の算定方法の整合性を図るため条例の一部改正を行うものです。

次に議案第52号は、下野田・勝司ヶ別府線 南下野田橋上部工工事について、入札の結果、株式会社山下建設 代表取締役 山下 征俊氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第53号は、サンA川南文化ホール舞台照明設備保全整備調光盤設備等更新工事について、入札の結果、株式会社一色設備工業 代表取締役 一色 順二氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上8議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（新倉 好雄君） 議案第46号につきまして、その補足説明を申し上げます。

地方自治法改正により、令和2年4月1日から条例で定めることにより町長等の損害賠償責任について、一定額を免除することが可能となりました。これを受けまして、本町におきましても法改正の趣旨、県、近隣市町村の対応状況を参考に、提案させていただきました。内容につきましては、政令で定める基準に合わせて規定しており、職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失が無い場合は、政令で定める基準給与年額に、町長については6を、副町長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び監査委員については4を、農業委員会の委員については2を、職員については1を乗じた額を損害賠償責任の上限とし、これを超えた額は、免除とするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 議案第49号及び議案第51号につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、議案第61号で提案しておりますとおり、議会の議決を求める方式でおこなっておりますが、同法同条第2項及び第3項の規定に、処分方法を規定した条例を制定すれば、議会の議決を求めず剰余金の処分ができる旨規定されていることから、来年度からは、議案を提出せずに条例により、剰余金の処分をおこないたく条例を定めるものです。

次に議案第51号は、上水道におきまして、開栓し、数日間で閉栓手続をとる方がいらっしゃいます。この場合、開栓から閉栓までの期間が15日以内かつ使用水量が3立方メートル以下の場合、基本料金1,023円の2分の1の511円を徴収しております。同様に、下水道使用料も、水道料金の算定方法にあわせ、基本料金1,430円の2分の1の715円を徴収しております。現行規定では、下水道を月の途中で休止等をおこなっても、1月分使用料を徴収するよう規定されており、水道料金のように、基本料金を2分の1にできない規定になっておりますので、現状にあわせるため条例の一部改正をおこなうものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

なお、議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについてにつきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議決前に監査委員の意見を聴くことが義務付けられております。本日付で議長名にて監査委員の意見を求める依頼文を提出いたしますので、御承知おきください。

日程第14、議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）、日程第15、議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第54号から議案第60号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第54号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ477,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,755,702千円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明いたします。地方特例交付金は、3,389千円の増額で、交付金額の確定によるものであります。地方交付税は、211,363千

円の増額で、普通交付税交付額の確定によるものであります。分担金及び負担金は、2,099千円の増額で、農林水産業施設災害復旧費分担金であります。国庫支出金は、77,604千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものであります。県支出金は、13,162千円の増額で、農業用施設災害復旧費が主なものであります。繰越金は、前年度繰越金で、令和2年度歳入歳出差引残額から繰越明許等一般財源分及び補正前予算額を差し引いた、172,618千円の増額であります。諸収入は、8,442千円の増額で、地域活性化拠点施設納付金及び返還金が主なものであります。町債は、23,698千円の減額で、臨時財政対策債が主なものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は、343,354千円の増額で、国庫支出金返還金及び東地区コミュニティセンター改修工事、財政調整基金積立金が主なものであります。民生費は、22,204千円の増額で、私立幼稚園等給付費が主なものであります。衛生費は、16,014千円の増額で、ワクチン接種コールセンターサービス利用料が主なものであります。農林水産業費は、11,432千円の増額で、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金、水産生産基盤整備事業負担金が主なものであります。商工費は、1,999千円の増額で地域活性化基金積立金が主なものであります。土木費は、33,563千円の増額で、町道維持管理業務委託料が主なものであります。教育費は、11,199千円の増額で、GIGAスクールサポーター業務委託料が主なものであります。災害復旧費は、36,600千円の増額で、農業用施設災害復旧工事が主なものであります。また、2款総務費から10款教育費までの人件費に関する部分は、人事異動等に伴うものであります。第2表 繰越明許費は、29,300千円の計上で東地区コミュニティセンター改修工事であります。第3表 債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業、令和3年度寄附分の限度額を60,000千円と定め追加計上するものであります。第4表 地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業30,600千円、県営事業負担金32,900千円、臨時財政対策債250,222千円とし、それぞれの限度額を変更するものであります。

次に議案第55号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,298,275千円とするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税19,274千円の増額、繰入金19,271千円の減額、繰越金43,481千円の増額であります。

歳出につきましては、基金積立金37,864千円の増額、諸支出金5,620千円の増額であります。なお、今回の補正により、令和3年度末国民健康保険運営基金現在高は、338,765,317円となる見込みであります。

次に議案第56号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,535千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金1,622千円の増額であります。

歳出につきましては、諸支出金1,622千円の増額であります。

次に議案第57号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,318千円とするものでございます。

歳入につきましては、令和2年度決算に係る繰越金541千円を計上するものであります。

歳出につきましては、介護保険特別会計への繰出金541千円を計上するものであります。

次に議案第58号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,797,871千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明申し上げます。国庫支出金は、7,612千円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の国庫補助金を計上するものであります。繰入金は、959千円の減額で、一般会計繰入金1,500千円を減額し、介護認定審査特別会計繰入金541千円を計上するものであります。繰越金は、76,107千円の増額で、令和2年度決算に基づく繰越金を計上するものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は、6,112千円の増額で、こすもす3号館が計画している地域介護・福祉空間整備に対する施設整備補助金が主なものであります。基金積立金は、41,130千円の増額で、介護保険準備積立基金積立金として計上しました。これにより介護保険準備積立基金は、199,399,555円となる見込みであります。諸支出費は、35,518千円の増額で、国及び県、社会保険診療報酬支払基金、都農町への返還金22,915千円並びに一般会計繰出金12,103千円が主なものであります。

次に議案第59号は、国が実施するマイナポイント事業の期間延長に伴い予算計上を行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,500千円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入2,500千円の増額であります。

歳出につきましては、電子地域通貨事業費2,500千円の増額であります。

次に議案第60号は、収益的支出第1款第2項の営業費用から1,296千円減額し、支出の総額を342,130千円とするものであります。また、予算第6条に定めていた、職員給与費55,328千円を人事異動に伴い916千円減額し、その総額を54,412千円とするものであります。

以上7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第54号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

21、22ページをお願いします。2款1項6目企画費7,630千円は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきまして、当該年度及びその繰越事業分の歳出額が確定したことにともない、その差額を国に返還するものです。

11目自治振興費29,300千円は、東地区コミュニティセンターの改修工事を行うもので、当

該建物は第49回衆議院議員選挙の投票所として利用した後に着工することから、繰越事業として提案するものです。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第54号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

17、18ページをお願いします。20款5項3目雑入の1節雑入8,442千円中、3,000千円は、議案第47号川南町地域活性化基金条例で御説明した、川南町地域活性化基金に積み立てるため、指定管理者が納める納付金です。

33、34ページをお願いします。6款1項6目畜産業費の20節貸付金8,000千円は、子牛価格が安定してきたことと、繁殖牛農家の後継者等の増頭意欲が高く要望が多いことから、増額するものです。

続いて、35、36ページをお願いします。6款3項2目漁港整備費の18節負担金、補助及び交付金11,164千円中、10,400千円は、中部港湾事務所が実施する漁港整備事業の令和4年度分を前倒しで実施するもので、町の義務負担分10分の1を計上しております。

以上で、産業推進課関連の補足説明を終わります。

○建設課長（大山 幸男君） 議案第54号の建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

37、38ページをお願いします。8款2項2目道路維持費の12節委託料10,000千円は、次ページをお願いします。町道維持管理業務委託料で、6月12日から13日にかけての梅雨前線豪雨により、路肩崩壊・土砂崩れ・舗装破損等が多数発生したことにより、今後の維持管理予算が不足する見込みのため計上するものです。14節工事請負費4,110千円は、令和2年度に測量設計委託を行った鍛冶ノ別府中線の路肩補修の工事を行うものです。

15節原材料費2,700千円は、通学路等への側溝蓋設置外、コンクリート二次製品を購入するものです。3項2目公共交通費の12節委託料1,039千円は、JRのダイヤ改正により、トロントロンドームから川南駅間のシャトルバスを1便増便する必要が生じたため計上するものです。18節負担金補助及び交付金1,080千円は、JR日豊本線開業100周年イベント負担金300千円と交通事業者支援金780千円です。JR日豊本線開業100周年イベント負担金は、JR、宮崎県及び沿線3市5町が負担し、写真展・スタンプラリー等を開催し、100周年を祝うものです。交通事業者支援金は、バス、タクシー及び代行業者に対し助成するものです。

4項1目住宅管理費の14節工事請負費9,900千円は、南中須住宅共同アンテナが雨天時等に映らない不具合が生じているための建替え、豊原住宅・番野地住宅・白坂住宅階段手摺がさびているための塗装工事及び新橋住宅の倉庫が雨漏りするための改修、ひばりが丘住宅一倉庫の扉の修繕を行うものです。18節負担金、補助及び交付金1,000千円は、木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金で住宅耐震設計・工事を1件追加するものです。

47から48ページをお願いします。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費の14節工事請負費3,000千円は、6月12日から13日にかけての梅雨前線豪雨により発生した下原・唐瀬線の路肩崩壊1箇所分です。

以上で、建設課関連の説明を終わります。

○教育課長（山本 博君） 議案第54号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

41から42ページをお願いします。10款2項1目学校管理費の10節需用費1,500千円は、各小中学校の突発的な修繕に対応するため予算化しました。12節委託料3,200千円は、小学校の窓ガラス飛散防止を行うため工事設計委託料を計上しています。川南小と通山小の2校分です。10款2項2目教育振興費の12節委託料5,142千円は、G I G Aスクールサポーター業務委託料4,575千円と児童用タブレット端末保守料567千円の予算です。G I G Aスクールサポーター業務委託料は、令和2年・3年度で導入した児童用タブレット端末を授業で有効に活用するため、教職員のスキルアップとサポートをするための予算を計上しました。13節使用料及び賃借料712千円は、小学校教職員用タブレット端末64台分の予算です。5年間の長期継続契約を締結することになっています。18節負担金、補助及び交付金1,877千円は、修学旅行コロナ対応特別支援金です。新型コロナウイルスの影響により、修学旅行がキャンセルになった場合のキャンセル料を補てんするための予算です。

説明資料では45、46ページとなっておりますが、訂正をさせていただきますと、同じページになります。10款3項中学校費2目教育振興費で6,545千円を計上しています。内容につきましては、2項の小学校費と同じであります。10款4項1目社会教育総務費の、次のページになります。931番になりますが、成人式開催支援事業690千円は、新型コロナウイルスの影響で開催できなかった令和3年成人式を代替開催するための予算を計上しています。開催日は、令和3年12月30日を予定しています。

以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時10分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第21、議案第61号令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第61号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、令和2年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。

水道事業会計の未処分利益剰余金122,055,736円の処分につきましては、21,000,000円を資本金に組み入れ、33,000,000円を減債積立金に、68,055,736円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第22、認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額129億3,720万7,678円、歳出の決算額 127億398万6,869円、歳入歳出差引残額 2億3,322万809円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額22億2,477万839円、歳出の決算額21億8,128万7,922円、歳入歳出差引残額4,348万2,917円であります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額3,174万5,499円、歳出の決算額2,572万9,770円、歳入歳出差引残額601万5,729円であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1億5,815万8,473円、歳出の決算額 1億5,308万8,675円、歳入歳出差引残額506万9,798円であります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額730万9,909円、歳出の決算額676万7,651円、歳入歳出差引残額54万2,258円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額17億5,145万7,355円、歳出の決算額16億7,534万8,511円、歳入歳出差引残額7,610万8,844円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額 1億9,795万5,992円、歳出の決算額 1億9,633万2,259円、歳入歳出差引残額162万3,733円であります。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計につきましては、歳入の決算額347万8,593円、

歳出の決算額276万3,693円、歳入歳出差引残額71万4,900円であります。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計につきましては、歳入の決算額27万653円、歳出の決算額16万2,653円、歳入歳出差引残額10万8,000円であります。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、税抜き3億5,899万9,965円、収益的支出の決算額は、税抜き2億5,794万4,229円、当年度純利益は、税抜き1億105万5,736円であります。資本的収入の決算額は、1,357万6,216円、資本的支出の決算額は、1億3,213万9,280円、収入額が支出額に対して不足する額、1億1,856万3,064円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金より補填いたしました。

一般会計の決算額は、令和元年度決算と比較すると歳入で13.1%、歳出で13.9%の増となりました。

歳入のうち、地方交付税は、令和元年度決算から収入額として、3億5,777万2,000円、決算比13.0%の減の23億8,499万3,000円となりました。国庫支出金は、20億6,779万9,560円、決算比248.8%の増の28億9,889万4,573円となりました。主な要因は、特別定額給付金事業費補助金15億5,680万円によるものです。自主財源では、町税は、3,090万3,648円、決算比1.8%の減の16億6,991万9,408円、ふるさと納税は、巣ごもり需要の影響もあり、3億9,329万4,400円、決算比47.1%の増の12億2,866万8,800円となりました。繰入金は、財政調整基金、決算比57.7%の増。ふるさと振興基金、決算比45.1%の減となりました。本町財政におきましては、多くを地方交付税等に依存しており、国の施策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、自主財源の確保を行いながら、効率的な町政運営に努めたところでございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者並びに環境水道課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○会計管理者（小嶋 哲也君） 認定第1号につきまして、補足説明を申し上げます。

一般会計事項別明細書の13、14ページをお願いします。歳入の1款町税でございますが、収入済額16億6,991万9,408円で、収納率97.6%となっております。不納欠損は、町民税14件、固定資産税78件、軽自動車税13件、合計105件、総額266万894円であります。収入未済額は、3,836万2,711円であります。19、20ページをお願いします。12款2項1目民生費負担金中、1節老人福祉費負担金、収入済額2,455万1,843円で、収納率は100%となっております。次ページをお願いします。同じく、2節児童福祉費負担金、収入済額2,469万4,250円で、収納率は96.7%となっております。不納欠損額16万7,710円、収入未済額67万2,040円あります。25、26ページをお願いします。13款1項4目土木使用料中、3節住宅使用料、収入済額7,308万200円で前年度比2.4%の減、収納率は、100%となっております。75、76ページをお

願います。下段の歳入合計、収入済額は129億3,720万7,678円で前年度比13.1%の増となっております。不納欠損額は、282万8,604円であります。収入未済額は2億2,110万1,951円で、基金繰入金、1億1,710万2,000円が主なものです。

次に、歳出について申し上げます。77、78ページをお願いします。1款議会費、支出済額は、8,295万2,820円で前年度比1.1%の減となっております。79、80ページをお願いします。2款総務費、支出済額は、49億4,125万8,153円で、前年度比76.2%の増となっております。主な要因は、総務管理費の増で特別定額給付金によるものです。117、118ページをお願いします。3款民生費、支出済額は、32億3,891万3,190円で前年度比26.6%の増となっております。主な要因は、社会福祉総務費の工事請負費の増によるものです。141、142ページをお願いします。4款衛生費、支出済額は、4億3,680万9,627円で、前年度比16.8%の減となっております。主な要因は、水道管理費の繰出金の減によるものです。155、156ページをお願いします。6款農林水産業費の支出済額は、10億2,363万332円で前年度比40.3%の減となっております。主な要因は、農業費の負担金補助及び交付金の減によるものです。181、182ページをお願いします。7款商工費、支出済額は、3億8,519万487円で前年度比57.7%の減となっております。主な要因は、観光費の工事請負費の減によるものです。191、192ページをお願いします。8款土木費、支出済額は、5億1,414万457円で前年度比24.1%の減となっております。主な要因は、都市公園費の工事請負費の減によるものです。203、204ページをお願いします。9款消防費、支出済額は5億573万158円で前年度比5.9%の増となっております。主な要因は、災害対策費の工事請負費の増によるものです。207、208ページをお願いします。10款教育費の支出済額は、9億5,746万1,798円で前年度比27.4%の増となっております。主な要因は、文化施設費の工事請負費の増によるものです。241、242ページをお願いします。11款災害復旧費の支出済額は、8,920円で前年度比99.9%の減となっております。243、244ページをお願いします。12款公債費の支出済額は、6億1,789万927円で前年度比3.2%の増となっております。

歳出合計の支出済額は、127億398万6,869円で前年度比13.9%の増となっております。継続費通次繰越は、1億653万5,246円、繰越明許費は、1億9,056万3,000円、不用額は、1億5,770万6,843円で、予算執行率は96.5%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。271、272ページをお願いします。1款国民健康保険税の収入済額は、4億311万4,157円、前年度比5.2%減で、収納率は92.7%となっております。その内、現年課税分は、収納率99.3%で、滞納繰越分は20.5%となっております。不納欠損額は、287万726円で、件数は26件であります。収入未済額は、2,883万1,180円であります。279、280ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、22億2,477万839円で、前年度比3.4%の減となっております。主な要因は、県支出金の減によるものです。291、292

ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、21億8,128万7,922円で、前年度比3.5%の減となっております。主な要因は、保険給付費の減によるものです。不用額は、1億9,718万3,078円で予算執行率は、91.7%となっております。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。303、304ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、3,174万5,499円で前年度比8.0%の増となっております。主な要因は、漁業集落環境整備事業補助金によるものです。

305、306ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、2,572万9,770円で、前年度比1.5%の減となっております。主な要因は、公債費の減によるものです。不用額は595万3,230円で予算執行率は、81.2%となっております。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。317、318ページをお願いします。歳入合計の収入済額は1億5,815万8,473円で、前年度比14.7%の増となっております。主な要因は、一般会計繰入金の増によるものです。

321、322ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、1億5,308万8,675円で、前年度比19.7%の増となっております。主な要因は、工事請負費の増によるものです。不用額は、409万2,325円で予算執行率は97.4%となっております。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。331、332ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、730万9,909円で前年度比7.1%の増となっております。主な要因は、他会計繰入金の増によるものです。

333、334ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、676万7,651円で前年度比8.7%の増となっております。不用額は、54万2,349円で、予算執行率は92.6%となっております。

次に、介護保険特別会計事項別明細書について申し上げます。

355、356ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、17億5,145万7,355円で、前年度比0.3%の減となっております。主な要因は、繰越金の減によるものです。

371、372ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、16億7,534万8,511円で、前年度比1.9%の減となっております。主な要因は、基金積立金の減によるものです。不用額は、6,159万489円で、予算執行率は、96.5%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。383、384ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、1億9,795万5,992円で前年度比3.7%の増となっております。主な要因は、繰越金の増によるものです。

387、388ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、1億9,633万2,259円で前年度比5.3%の増となっております。主な要因は、総務管理費の増によるものです。不用額は874万1,741円で、予算執行率は95.7%となっております。

次に、尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計事項別明細書について申し上げます。397、398ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、347万8,593円で前年度比126.3%の増とな

っております。主な要因は、使用料の増によるものです。

399、400ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、276万3,693円で、前年度比121.2%の増となっております。主な要因は、使用料の増によるものです。不用額は99万2,307円で、予算執行率は73.6%となっております。

次に、西都児湯行政不服審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。409、410ページをお願いします。歳入合計の収入済額は、27万653円で前年度比12.3%の減となっております。主な要因は、繰越金の減によるものです。

411、412ページをお願いします。歳出合計の支出済額は、16万2,653円で前年度比15.7%の減となっております。不用額は10万4,347円で、予算執行率は60.9%となっております。

決算につきましては、令和2年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書を、また、特別会計歳入歳出決算書については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴っております。その調書に、それぞれ詳しく記載してありますので、それにより御確認いただきたいと思っております。なお、資料としまして決算成果表等をお手元に配布致しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、補足説明を終わります。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は、3億9,310万5,501円で、前年度比3.8%の増となりました。増の主な理由は、営農飲雑用水事業統合による水道料金の増収によるものです。支出、第1款水道事業費用は、2億8,343万8,287円で、前年度比2.2%の減となりました。減の主な理由は、委託料の減によるものです。次に、3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は、1,357万6,216円で、前年度比451%の増となりました。増の主な理由は、営農飲雑用水事業統合による出資金及び水道管管路耐震化推進事業による補助金によるものです。

支出、第1款資本的支出は、1億3,213万9,280円で、前年度比22%の減となりました。減の主な理由は、建設改良費の設備工事費中、工事請負費の減によるものです。また、欄外に記載してあります資本的収入が資本的支出に対し不足する額が、1億1,856万3,064円となりました。この不足分を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。令和2年度の損益計算書です。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、9,050万897円となりました。また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が、1,068万3,839円となりました。以上のことから、経常利益は1億118万4,736円となりました。5の特別損失は、過年度収益修正益 会計年度任用職員賞与等引当金12万9,000円です。当年度の純利益は、1億105万5,736円となりました。そ

の他未処分利益剰余金変動額2,100万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億2,205万5,736円となりました。次に、6ページをお願いします。川南町水道事業剰余金計算書です。8ページの貸借対照表の資本の部全体の増減内訳を記載したものとなっています。資本金と剰余金をあわせました資本合計の年度末残高は、表の右端、最下段に記載している25億1,786万3,067円となりました。次に、7ページをお願いします。令和2年度の貸借対照表です。資産の部ですが、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、イの土地からトの建設仮勘定までの合計で、24億1,027万2,894円です。2の流動資産につきましては、現金預金、未収金及び貯蔵品をあわせまして、流動資産合計6億6,562万2,349円です。1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計は、30億7,589万5,243円となります。次に、8ページをお願いします。負債の部ですが、3の固定負債合計は、1億9,862万4,843円です。4の流動負債合計は、6,406万3,443円です。5の繰延収益合計は、2億9,534万3,890円です。負債合計は、5億5,803万2,176円となります。資本の部ですが、6の資本金合計が、21億1,113万5,688円となります。7の剰余金の(1)資本剰余金合計は、132万5,041円、(2)利益剰余金合計は、4億540万2,338円で、剰余金合計は、4億672万7,379円となります。資本金合計と剰余金合計をあわせた資本合計は、25億1,786万3,067円で、負債資本合計は、30億7,589万5,243円となり前ページの資産合計と一致いたします。9ページは、注記表です。10ページから22ページは、決算附属書類として、それぞれ記載しておりますので、それにより御確認いただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終了します。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 決算審査の報告を申し上げます。

町長から審査に付されました令和2年度一般会計および特別会計9事業の各歳入歳出決算調書並びに財産に関する調書の審査を、令和3年8月10日から8月25日までの内11日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を令和3年7月13日、14日の2日間、谷村裕二監査委員と共に実施いたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について概ね適正であると認めました。詳しくは、それぞれの決算審査意見書で御報告申し上げたとおりであります。なお、主な会計の概略について万円単位で御報告申し上げます。会計管理者および担当課長の説明と重複するところもございますが、お許しをいただきたいと思っております。

はじめに一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額131億6,113万円に対し、収入済額は129億3,720万円で、調定額に対し98.3%の収入率であります。

歳入全体の収入未済額は2億2110万円となっております。主なものは、繰入金1億1,710万円、町税3,836万円、国庫支出金3,658万円、県支出金2,694万円であります。次に、町税の

収入済額は16億6,992万円で、前年度より3,090万円減少しています。今年度の収入未済額は前年度より1,055万円増加し、収入率は97.6%で前年度より0.6%減少していますが、新型コロナウイルス感染症対策で税納付の猶予措置が講じられた影響があると思われます。また、町の財政収入の主要部分を占めます地方交付税につきましては23億8,499万円の交付がなされており、前年度より3億5,777万円の減少であります。平成30年度過少申告分の影響が通常に戻ったことによるものであります。国庫支出金の内、国庫補助金は前年度より20億6,073万円の増加であります。新型コロナウイルス感染拡大による特別定額給付金事業補助金15億5,680万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億7,482万円が主なものであります。一方、町税の不納欠損額は、105人の266万円となっておりますが、前年より11人増加、金額で141万円減少しております。各々、地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

次に歳出についてであります。予算現額131億5,879万円に対し、決算額127億399万円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率96.5%の執行がなされています。歳出予算において生じた不用額は1億5,771万円で、前年度より9,949万円の減少となっております。不用額が予算現額に対し20%以上で20万円以上に該当する節は11の節で883万円、主なものは、民生費の老人福祉費委託料301万円、教育費の文化施設費129万円、商工費の観光費100万円他であります。公債費につきましては、町債が教育債3億120万円、消防債2億3,480万円、民生債1億円等、10億1,372万円発行されており、元金償還5億9,280万円で、前年度より2,497万円増加しております。基金残高につきましては令和3年5月末現在57億6,846万円で、前年比8,969万円の減少となっております。内容につきましてはふるさと振興基金が2億6,463万円の増加、公共施設等整備基金が1億5,863万円、国民健康保険運営基金1億3,911万円の減少などとなっております。

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額22億5,647万円に対し、収入済額は22億2,477万円、収入未済額2,883万円、不納欠損額287万円であります。国民健康保険税の収入済額は4億311万円で徴収率は92.7%、前年度比1.2%上昇しております。滞納額も多額であり、継続した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額17億5,500万円に対し、収入済額17億5,146万円、収入未済額185万円、不納欠損額169万円であります。今後も益々高齢社会の進展が予測されるが、健康寿命の伸長を目指し、介護予防事業に尚一層取組み、町民の健康づくり、要介護予備軍への対応など積極的な取組に期待します。

その他の特別会計も適正な運営がなされていると評価します。

全ての会計の実質収支額も黒字を計上しており、会計決算は概ね適正であると認めます。

最後に水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は1億106万円で前年度に対し、2,405万

円の増益であり、総収益は前年度比2.9%、1,028万円の増加、総費用は前年度比5.1%、1,377万円減少しております。また、収益確保の重要項目であります有収率につきましては、78.0%となっており、前年度より1.2%上昇しております。決算関係書類は正確で経営成績及び財政状況を概ね適正に表示していると認めたところでございます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

日程第25、報告第12号令和2年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

朗読は省略します。

本案件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは報告を行います。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を財政健全化判断比率として定めています。本町の令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが財政健全化判断比率という客観的指標により判断できます。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し審査を受けましたので、その意見書を付けて御報告いたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で報告を終わります。

ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（永友 靖君） 8月18日谷村裕二監査委員と共に審査をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

お手元の財政健全化審査意見書を御覧ください。審査の概要であります。健全化の審査は町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。項目別にみますと、令和2年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナスパーセントとなっており、早期健全化基準の実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20%に対して下回っているということで健全である

と評価できます。実質公債費比率は7.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると17.2%下回っており健全な財政運営であると認めたところであります。将来負担比率もマイナスパーセントで将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、早期健全化基準の350%と比較するとこれを大幅に下回っており健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価をいたしました。

次に令和2年度水道事業、漁業集落排水事業、下水道事業の企業会計経営健全化審査であります。これも同日8月18日に谷村裕二監査委員と共に監査を実施いたしました。

町長から提出されました資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。審査の結果につきましては資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められました。資料に資金不足比率の表が出ておりますが、3事業とも令和2年度はマイナスパーセントということで経営健全化基準の20%を下回っておりまして、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。是正改善を求める事項はないと評価をいたしました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） ただ今の報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

以上で報告を終ります。

日程第26、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、同意第2号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この同意は、教育委員の黒木 実氏の任期が令和3年9月30日をもちまして任期満了となり、委員を退任されますことを受け、その後任として、本多 京子氏を教育委員として任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本多氏は、川南町東平下にお住まいで、立正大学を卒業後、地元に戻り畜産業を始められ、現在も後継者である長男、次男とともに経営されています。尾鈴農業協同組合に加入されており、口蹄疫後の平成23年から女性部長を務められ、長きにわたり尾鈴地域の畜産業の振興に御尽力されました。これまで、PTA活動に関わり学級長、文化部長、家庭教育部長等に

携わってこられました。平成29年4月からは、民生委員、同年5月からは、学校関係者評価委員として、更に平成31年4月から今年度8月までは社会教育委員として、学校教育や社会教育に御尽力いただいております。人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第27、要望第1号障がい者自立支援協議会及び、障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望を議題とします。

本要望は、会議規則第94条の規定により、請願書の例により処理するものです。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（日高 裕嗣君） それでは朗読いたします。令和3年6月17日、要望書、川南町議会議長 中村昭人様 障がい者自立支援協議会及び、障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望 川南町障がい者自立支援協議会会長 下川誠之。

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本会の活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。今日、全国的に少子高齢化や核家族化が進む中で、地域住民同士の繋がりが希薄になり生活の中での支えあいの基盤が弱まっていると言われております。わが川南町も例にもれず、障がい者や社会的弱者を取り巻く環境、支援の在り方、社会資源の不足など様々な課題が生じております。また、地方自治体の財政力等による福祉サービスの格差拡大も懸念されており、町民が安心して暮らせる社会福祉を実現するためには一層の基盤整備とともに、きめ細かな福祉サービスが将来に向かって継続的に保障されなければならないと考えております。この度の要望については、今後の川南町の福祉を方向付ける、極めて重要なものであると考え、下記の2つの事項について強く要望いたします。

1、自立支援協議会の事務局の設置について

現在、川南町には、障がいを持つ方が地域で安心して暮らしていくために必要なことを協議する場として、自立支援協議会が設置されている。本来これを設置すべき主体は、地方公共団体となっている（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3）が、その事務局は川南町社会福祉協議会にあり、地域福祉係の主任が担っている。協議会では、年3回の定例会と毎月の相談支援部会を開催しているが、会に予算も付いていないため、活動が制限されている。宮崎県内でも、委託を受けずに社会福祉協議会が事務局を担っているのは川南町だけとなっている。本来であれば、会員の選出区分に、学校や教育関係者、地域住民代表（民生委員児童委員）等も置き、障がい者の生活課題について、様々な角度から話し合いがなされる協議体であるべきだと考える。

定例会（全体会）への参加も、毎回会員の約半数で、参加者は固定されているという状況で、会のマンネリ化、課題が上がらない、課題が上がっても解決に向けての動きがされてい

ないなど、協議会本来の役割が果たせていない状況にある。

現在の事務局では以上のようなことについて対応が難しい。（社協という民間団体であるため。また、予算、人選面での働きかけ等について）町として今後の協議会のあり方をどのように考えているのかを含め、事務局を町に置き、体制整備を行っていただきたい。

過去の福祉課と社協の協議の中では、福祉課で事務局を担うことが難しい場合には、委託という形を取って社協に任せるといった選択肢もあると聞いている。

要望1、障がい者自立支援協議会の事務局を川南町に設置する。（社協に任せるのであれば、委託という形を取るなど、体制整備が可能な形を取っていただきたい。）

要望2、障がい者、社会的弱者にやさしい相談窓口の設置及び整備充実

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行された。これは、各市町村の任意事業となっているが、内容は、『地域住民の、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を構築するために「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実現するもの』となっている。

冒頭でも述べた通り、地域住民同士のつながりが希薄になる中で、高齢者に限らず、孤立し、誰にも気づかれないまま死に至る方も出てきている。また、制度から外れてしまう障がい者や社会的弱者がいる中で、川南町においては、親身に相談に乗ってくれる窓口がないに等しいのではないかと。

現在、障がい者にとっての相談窓口は、福祉課とグリーンハートにあると聞いているが、その実態は障がい者福祉計画の住民アンケートにもあるように、相談窓口として機能しているとは思われない。

平成28年から厚生労働省が掲げている、地域共生社会、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築など、地域社会で安心して生活するために様々な施策が望まれている中、まず最初のとっかかりとなる相談窓口すら開かれていない。

高齢者にとって、住み慣れた地域で安心して暮らすために「地域包括支援センター」があるように、障がい者や社会的弱者、制度のはざまにある人たちのために、親身になって相談に乗ってくれる窓口、細く長く伴奏しながら支援してくれる専門職の配置が、今、求められている。

この3月、第6期川南町障がい福祉計画が策定されているが、その中の「保護者調査結果」の中に、この問題が顕著に表れている。

障がい者福祉計画の中の、問37、「暮らしよいまちづくりのためには何が必要か」では、回答数の多い順に1 相談体制の充実、2 サービス利用手続きの簡素化、3 保健福祉の専門的な人材育成と資質向上が挙げられている。

さらに、問38での「行政の取り組みへの意見」には、「いろいろな関係機関に相談をしたが、マニュアル通りの答えしか返ってこない。（障がいのある子どもの）日常生活を見てい

るのではなく、その時、短時間の観察で判断された。行政に話を持っていく意味がないので、このまま変わらないなら行政の窓口はいらんと思う。しゃくし定規の返事はいらん。」

「親が安定した状態で子育てができるために、親が相談できる体制づくりを望む」「育児能力が低い親に代わり、兄弟が障害児の面倒を見ている家庭でも、煩雑な福祉サービスをわかり易く手続きができる仕組みがほしい。保護者である親の許可があるし、親が拒否すると必要なサービスの手続きすらできない」などの意見が出ており、「機能する相談窓口」が存在しない、という課題が明らかである。

このことを町はどう考えていくのか。一つ二つの小さな意見だから、特に問題とせずこのまま何も変わらずに行くのか。しっかり考えてほしい。

もし、町で障がい分野専門の人員配置や、機能する相談窓口（断らない、伴走できる、アウトリーチも行える相談窓口）の設置が難しいのであれば、民間事業者へ委託という形で、先の自立支援協議会の事務局の設置と併せて、「基幹相談支援センター」を設置し、相談支援に特化した専門員を配置する、ということも視野に入れてほしい。

令和4年秋には福祉総合センターが竣工予定だが、「入れ物ばかり立派になって中身が伴っていない」と町民から批判が上がらないよう、受け皿づくりをしっかりとやってもらいたい。

障がい者、社会的弱者が利用できる、機能する相談窓口を設置してほしい。

以上です。

○議長（中村 昭人君） 以上で説明を終わります。

本要望の取扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時33分散会
